



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2018年8月28日 No.12

「育児・介護に関する申し入れ」を提出

私たち東日本ユニオンには組合員はもとより、多くの社員から育児と介護に関する勤務や制度に対する意見、要望、悩みが寄せられています。一部を紹介します。

経営方針で「女性社員の比率を多くする」との考えが示されていますが、結婚、出産、育児に関して不安があります。特に出産後の育児に関して、今ある制度は「他に面倒をみてくれる方がいること」が前提につくられていると感じています。社員がどんな条件にあっても、柔軟に対応できる体制や制度があるべきではないでしょうか。

「2025年問題」が取りざたされていますが、他人事ではありません。団塊の世代が2025年までに75歳以上になることから、介護や医療費などの社会保障費増加の問題とともに「介護離職」も社会的な問題となっています。特に介護は終わりが見えません。仕事が続けられるような制度の整備のほか、社員の理解が深まることも願います。

東日本ユニオンは労働組合として、多様な働き方の実現の一つとして「育児・介護勤務適用中の勤務制限の緩和」を図る一方、社員の実態にあった「育児介護勤務」や「休暇制度」の実現をめざし「育児・介護に関する申し入れ」を8月28日に提出しました。

<申し入れ項目>

【育児・介護勤務規程】

1. 育児・介護勤務 A の対象者を「小学校未入学の子と同居し、養育する者」とすること。
○現行「3歳に達しない子と同居し、養育する者」
2. 育児・介護勤務 B の対象者を「中学校未入学の子と同居し、養育する者」とすること。
○現行「3歳に達しない子と同居し、養育する者」「3歳以上かつ小学校3年生までの子と同居し、養育する者のうち、他に常態として当該子を保育することができる同居の家族がいない者であり、かつ配偶者が当社または他の企業等において勤務時間短縮措置を受けていない者」
3. 育児・介護勤務 B の月4日付与の休日は本人希望日とすること。

【休暇】

1. 養育休暇は「中学校未入学の子と同居し、養育を必要とする場合」とすること。
○現行「小学校3年生の年度末までの子と同居する社員が、当該子の養育を必要とする場合」

【その他】

1. 育児・介護勤務 A 及び育児・介護勤務 B 適用者の通勤環境の改善を図るために、本人希望を重視した勤務地への転勤を可能とすること。



安心して働くことができる制度と環境を実現させよう！